

# 東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策及び 避難指示解除の状況について

平成31年3月30日

原子力災害対策本部

廃炉・汚染水対策チーム

原子力被災者生活支援チーム

## ● 燃料デブリ取り出しに向け、2号機で格納容器内部調査を実施

- 2月13日、燃料デブリと思われる堆積物に調査装置を接触させ、その硬さなどの情報を取得するとともに、小石状の堆積物をつかんで動かせること等を確認。
- 初号機のデブリ取り出し方法の確定（2019年度中）に向け、2号機の他のエリアや他の号機で内部調査を進めていく予定。



堆積物を真上から撮影。左：接触前 右：接触中

## ● 各号機で使用済燃料プールからの燃料取り出しに向けた作業が進展

### <3号機>

- 燃料取扱設備で発生した不具合を受け、2018年度中頃に予定していた取り出し開始を延期。
- 不具合の原因究明・対策及び潜在的な不具合リスク抽出を行い、現在、燃料取り出し開始に向けた準備を実施中。



3号機原子炉建屋ドーム屋根

### <1号機、2号機>

- 1号機では、燃料取り出し開始（2023年度目途）に向け、オペレーティングフロア上のガレキ撤去を実施中。
- 2号機では、オペフロ内へアクセスするための開口部から遠隔操作ロボットを投入し、オペフロ内部の状況調査を実施した。



2017年11月



2018年9月

ガレキ撤去



1号機建屋上部のガレキ撤去の進捗状況

2号機オペフロ開口部

## ● 「近づけない」「漏らさない」「取り除く」の3つの基本方針に基づき 着実に取組を実施

### ＜汚染源に水を「近づけない」＞

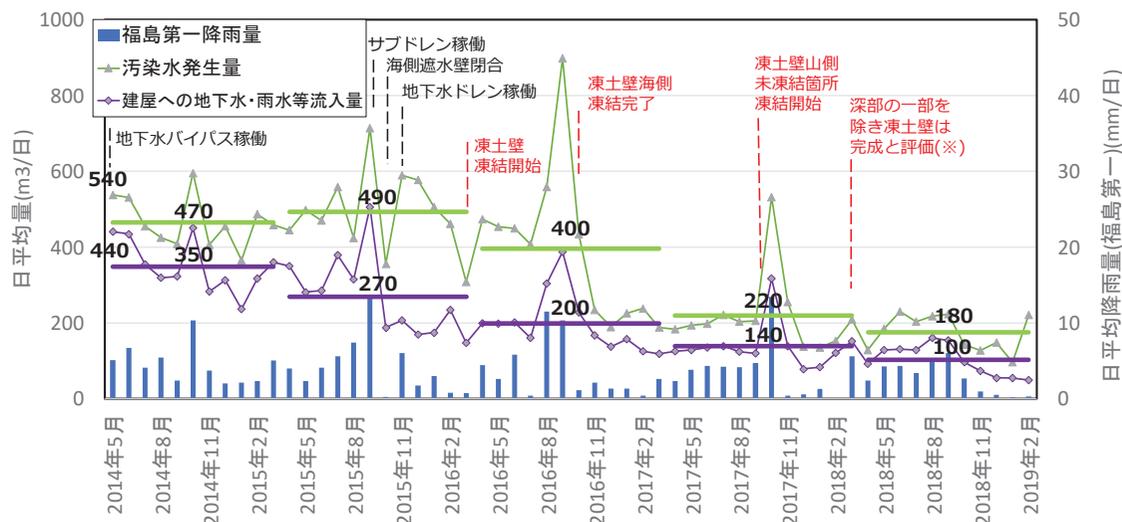
- サブドレン・凍土壁等の予防的・重層的な対策により、**汚染水発生量は約540m<sup>3</sup>/日（対策前、2014年5月）から約170m<sup>3</sup>/日（2018年4月～2019年2月平均）に低減**

### ＜汚染水を「漏らさない」＞

- 海側遮水壁等の対策により、港湾内の放射性物質濃度は告示濃度限度以下を維持。

### ＜汚染源を「取り除く」＞

- 多核種除去設備（ALPS）等により浄化処理を実施。



※深部未凍結箇所3か所については、2018年9月までに凍結完了。

## ● 多核種除去設備等処理水の取扱いについて

- 多核種除去設備（ALPS）等により浄化処理された水（ALPS処理水）の取扱いについては、風評被害などの社会的な観点も含めた総合的な議論を行うことが必要。
- このため、**多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会において、風評被害に関する専門家や福島県など地元の御意見を丁寧に伺っているところ。**
- 処分方法や処分した際の懸念等、昨年8月に開催した説明・公聴会でいただいた御意見について、小委員会で順次議論中。また、これまでの議論について、地元関係者（県、関係自治体等）に報告。

※敷地境界の線量を低下させるため、タンクに貯蔵した汚染水の浄化処理を急いだこともあり、ALPS処理水の中には、環境に放出する際の基準値を超えるトリチウム以外の放射性物質も含まれている。

東京電力は、処理水を環境中へ処分する場合には、処分する前の段階で、トリチウム以外の放射性物質について二次処理によりさらに浄化し、環境放出の基準を満たす方針を表明。

# 避難指示の解除について

- 事故から6年後の2017年春までに、**大熊町・双葉町を除き、全ての居住制限区域・避難指示解除準備区域を解除。**
- **大熊町・双葉町についても、居住制限区域・避難指示解除準備区域において、役場新庁舎や公営住宅、産業拠点等が整備されており、大熊町では4月10日に避難指示が解除され、4月14日は役場新庁舎が開庁する予定。**

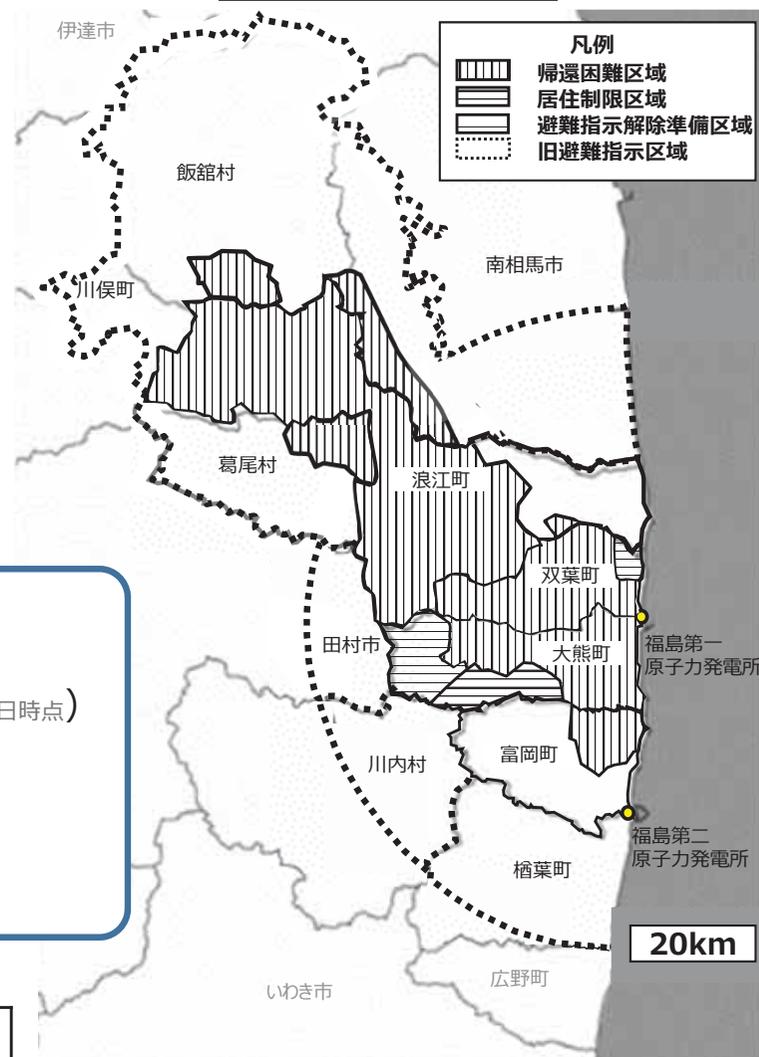
## ● 居住制限区域・避難指示解除準備区域の解除の経緯・居住状況

解除日	居住者数	居住世帯数	時点
2014年4月1日： <b>田村市</b>	222人(81%)	84世帯	2019年2月28日
2014年10月1日： <b>川内村 (一部)</b>			
2015年9月5日： <b>楡葉町</b>	3,657人(53%)	1,847世帯	2019年2月28日
2016年6月12日： <b>葛尾村</b>	296人(24%)	142世帯	2019年3月 1日
2016年6月14日： <b>川内村</b>	2,136人(81%)	924世帯	2019年3月 1日
2016年7月12日： <b>南相馬市</b>	3,613人(42%)	1,607世帯	2019年2月28日
2017年3月31日： <b>飯館村</b>	1,034人	517世帯	2019年3月 1日
<b>川俣町</b>	334人(40%)	150世帯	2019年3月 1日
<b>浪江町</b>	910人	599世帯	2019年2月28日
2017年4月1日： <b>富岡町</b>	877人	617世帯	2019年3月 1日

## ● **大熊町、双葉町** (町の96%が帰還困難区域(人口ベース))

- **大熊町**：居住制限区域・避難指示解除準備区域（大川原・中屋敷地区）については、
  - ・帰還に向けた準備宿泊を2018年4月24日より開始。（46名、20世帯が登録 ※2019年2月18日時点）
  - ・町民の生活基盤として、役場新庁舎、復興公営住宅、商業施設等の整備が進展。
  - ・4/10に避難指示を解除し、4/14に役場新庁舎開庁される予定。
- **双葉町**：避難指示解除準備区域（中野地区等）において、産業拠点等の造成が進展。町としては、2020年3月までの避難指示解除を目指している。

避難指示区域の概念図



(2013年8月区域設定時)

(2018年4月時点)

避難指示区域からの避難対象者数	約8.1万人	区域設定時から 約4年8か月 →	約2.4万人 (約5.7万人減)
避難指示区域の面積	約1,150km <sup>2</sup>		約370km <sup>2</sup> (約780km <sup>2</sup> 減)

出所：居住者数・居住世帯数は各自治体調べ。%はそれぞれの時点における住民登録数に対する割合。田村市、葛尾村、南相馬市、飯館村、川俣町、浪江町、富岡町については、旧避難指示解除準備区域・居住制限区域の数値。川内村、楡葉町は半径20km圏外を含む全域の数値。

(注)避難指示区域からの避難者数は、市町村からの聞き取った情報（各時点の住民登録数）を基に、原子力被災者生活支援チームが集計。

## 事業・なりわいの再建

### ■ 支援概要

- 福島相双復興官民合同チーム創設（2015年8月）以降、約5,200事業者を個別訪問。**経営改善などのコンサルティング（約1,170者）、人材確保（約670者）、販路開拓（約170者）等の支援**を実施。
- 2017年4月からは農業者に対する訪問を開始し、これまでに約1,500農業者を個別訪問。

### ■ 2019年度からの拡充内容

- **事業再開等補助金（基金積み増し）**
  - ・一定の要件を満たす場合に複数回の申請を行うことができることとする。
- **事業再開・帰還促進交付金**
  - プレミアム付事業再開・帰還促進券事業について、域外需要を取り込めることとする。
- **官民合同チーム専門家支援事業**
  - まち機能の早期回復に資する創業等に取り組む者を支援の対象に追加する。

### ■ 2018年度人材確保支援事業における取組

- 地元自治体やハローワークと連携し、シニア人材向け合同就職面接会や、仕事と育児の両立を目指す主婦向け就職相談会を実施するなど、顕在化する人手不足に対してきめ細かく対応。

## 福島イノベーション・コースト構想の推進

### ■ 主な拠点整備の状況

#### 福島ロボットテストフィールド

- ・2018年7月に通信塔が、2019年2月に試験用プラントが開所。**2019年度末までに全面開所予定。**



#### 福島水素エネルギー研究フィールド

- ・2018年7月より工場建設開始。**2020年東京オリパラの際に、福島県産水素の活用を目指す。**



### ■ 企業立地補助金による産業集積

- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（3次11月公表）：21件
- ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（8次10月公表）：18件（※）
- ・ふくしま産業復興企業立地補助金（11次10月公表）：14件（※）  
（※）浜通り地域等15市町村分を抜粋。

### ■ 実用化開発プロジェクト

- ・浜通り地域内外の企業が連携して取り組む技術開発プロジェクトの費用を補助。
- ・平成29年度は67件採択 → 平成30年度は83件採択

### ■ 教育・人材育成

- ・浜通り地域等の高等学校8校において、構想の実現に寄与する人材育成に向けて、各校の特色を活かした教育プログラムを実施。
- ・大学等の「復興知」を活用した福島イノベーション・コースト構想促進事業を、来年度増額（1.5億→4.0億）して現在公募中。

- 避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた対応強化策（概要）

# 避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた対応強化策

## ～概要～

- 帰還に向けた環境整備や特定復興再生拠点の計画認定が進展する一方で、被災者を巡る課題は個別化・複雑化。
- 現在実施されている生活再建に向けた施策を整理・点検し、支援機関間の連携強化等を行うため、「避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた関係府省庁会議」を計3回開催し、今年7月に生活再建に向けた対応強化策をとりまとめ。

### 対応強化策の内容

#### 対応の方向性

- 被災者を取り巻く課題は、時間の経過とともに個別化・複雑化しており、被災者お一人お一人を巡る様々なご事情に応じた対応が求められる。この対応策に基づき、関係府省庁・福島県・避難元市町村、支援機関の連携ネットワークをより確かなものとし、被災者の生活再建に向けた一層の支援に取り組む。
- その際、支援が必要な被災者に対して、継続的にいずれかの支援機関等がサポートを行う状態を目指す。また、今後も生じ得る様々な課題に支援の現場が柔軟に対応できるよう、制度の周知徹底、手続の簡素化、使い勝手の向上などを継続する。

#### (1) 見守り体制（関係機関の連携等）

- 支援が必要な被災者への見守り強化
- 個別化・複雑化する課題へのコーディネート機能の強化
- 個人情報取扱いの明確化
- 継続的な行政サービス提供のための関連制度の運用・解釈の明確化とその周知徹底

#### (2) 住まい

- 応急仮設住宅等からの移転に向けたきめ細かな対応
- 公営住宅への受入れ促進
- 住居に関する情報提供・サポート体制の活用促進
- 各種支援の見通し提示

#### (3) 就労等

- 被災者の各種見守り・相談支援と各種就労支援の連携強化
- 帰還先等における求人企業と被災求職者のマッチング等
- 事業再開・営農再開への継続支援、再開に至らない事業者への就労・生きがいづくりを含む生活再建支援
- 生活資金のやりくりへのアドバイス体制

#### (4) 健康的な暮らし

- 健康づくりや生きがいづくりに資するコミュニティ活動の支援
- 自治体等と心のケアセンターや放射線相談体制など専門機関との連携強化
- 子どもの心のケアや学習支援
- 医療・介護等環境整備と人材確保への引き続きの支援

- 特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて

## <これまで>

- **2017年4月までに、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示を解除。**
- 避難指示の解除に当たっては、**2013年12月原子力災害対策本部決定**（※1）に基づき、**原子力規制委員会が取りまとめた放射線防護対策**（※2）を講じ、準備宿泊に取り組んできました。

※1 2013年12月「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（原子力災害対策本部）

※2 2013年11月「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」（原子力規制委員会）

## <現在>

- 将来にわたって居住を制限するとされていた**帰還困難区域においては、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を創設。**（2017年5月 福島復興再生特別措置法の一部改正）
- 6町村が計画を策定し、2017年9月から今年5月までに内閣総理大臣が認定。  
※双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村
- その後、**今年11月までに、全特定復興再生拠点区域で除染・インフラ整備開始。**

## <今後>

- **2020年3月までに、JR常磐線全線開通に合わせ駅周辺の一部を避難指示解除。**
- **2022年～2023年春までに、特定復興再生拠点区域の全域の避難指示解除。**

- 特定復興再生拠点区域は、これまで帰還困難区域として立入りを厳しく制限。
- **12日、よりきめ細かな放射線防護対策として「特定復興再生拠点区域における放射線防護対策について」を策定。**原子力規制委員会より2013年「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（原子力規制委員会）」に沿ったものとして認められた。
- **長期的に個人が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを引き続き目指す。**

「基本的考え方（原子力規制委員会）」を基本としつつ  
(個人線量管理、被ばく線量低減、相談対応 等)

## ① 帰還準備段階の取組

帰宅準備やまちづくりを進める段階

### (より強化する対策)

- 詳細な線量マップの提示
  - 代表的な行動パターンの推計値提示 等
- ※特に、頻繁に立入る者には、引き続き必要な措置

➤ バリケードなど物理的な防護措置を実施しないことを可能とする

立入りの円滑化によるまちづくりの加速

## ② 避難指示解除に向けた取組

特定復興再生拠点区域内で生活が始まる段階

### (より強化する対策)

- 生活パターンごとのデータ把握・提示
- データ、生活実態に基づく相談対応 等

➤ 避難指示解除による  
住民の帰還・居住の実現

まちの復興・再生

- これまでの避難指示解除に向けた取組と進め方を踏まえ、**特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた取組と進め方**を決定。

## (1) 特定復興再生拠点区域の整備

- 特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく**除染・インフラ整備**

## (2) 帰還に向けた安全・安心対策

- **よりきめ細かな放射線防護対策の実施**

## (3) 具体的な手順

- 以上の(1)、(2)の取組の実施
- 避難指示解除の要件※がおおむね充足された地域において、帰還準備のための宿泊を実施
- 地元との協議の上で、避難指示を解除

※2011年12月 ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について  
(原子力災害対策本部)

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議

- たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量を始め多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいく。